飛騨法人会だより

No.213
2018

平成30年4月20日　第213号　発行所　高山市花里町3　(公社)飛騨法人会　発行人　岡田贊三／編集人　住　宏夫

ウェブサイト　http://hida-hojinkai.com/　TEL 0577-34-2201
メールアドレス　hidahojn@siren.ocn.ne.jp　FAX 0577-33-1093

春

目　次

■ 飛騨での日々……高山税務署長　青木 愛 …… 2～ 4
■ 税務署からのお知らせ …… 5～ 8
• 税務職員採用試験受験者募集
• 平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます
• 平成31年(2019年)1月からe-Taxの利用手続がより便利になります
■ 法人会からのお知らせ……法人事業概況説明書の様式が改訂されました…… 9
■ 休憩室……青少年に地域の魅力をアピール …… 10～11
■ 事業所訪問……有限会社 プリンス美容室 …… 12～13
■ とんなんしいぺい(支部短編ニュース) …… 14～15
■ 平成29年度 岐阜県下法人会運営研究会 …… 16
■ (公社)飛騨法人会理事会・第72回 東海法人会連合会大会…… 17
■ 青年部会･女性部会だより …… 18～20
■ 高山労働基準監督署からのお知らせ …… 21
■ 読者の窓 …… 23
■ 事務局だより・編集後記 …… 24

── 水を張り始めた田に映る乗鞍岳 ──　高山市朝日町小谷

飛 騨 で の 日 々

高山税務署長　青 木　　愛

高山税務署の青木です。さて、今回は飛騨法人会だよりの貴重な紙面を頂戴し、寄稿をさせていただけるということで、飛騨高山に来てからの９ヶ月間の体験・思ったこと、私の出身地の話などをお恥ずかしながら少しご紹介させていただきたいと思います。読みづらい点や認識違いの点などもあろうかと思いますので、お気づきの点については後日ご指摘、ご教授いただければ幸いです。

＜ 出身地・福島 ＞

第212号の法人会だよりでも少しお話させていただきましたが、私は福島県伊達郡国見町の出身です。と言いながらも、実は父が転勤族だったので生まれてから十数回の引越しをしてきました。これまでに住んだまちは福島、仙台、盛岡、静岡、東京、シアトルなど様々で、ちょうど高山が10箇所目に当たります。各地を転々としてきた私ですが、実は高山に来たのは昨年７月が初めてでした。

それでも、初めて来たのにどこか懐かしい雰囲気のある飛騨の山並み、美味しいお米・野菜や果物、真面目で優しい地元の方々に魅了され、おそらく今年の７月にはこの地を離れることになるであろうことを今から寂しく感じながら、日々を過ごしています。

＜ 飛騨と福島 ＞

飛騨と福島は、距離は離れていますが、実は似ているところも多いのではないかと感じることがあります。

例えば、岐阜県は本州で６番目に大きい県ですが、福島県は２番目の面積であり、同じ県内でも気候や文化が地域によって大きく異なっている点です。岐阜県の天気予報は、飛騨、西濃、中濃、東濃、岐阜に分けられたりしますが、福島県では、海沿いの「浜通り」、山沿いの「中通り」、会津地方一体を「会津」と３つに分けることが多いです。さるぼぼに似ている「赤べこ」と呼ばれる会津地方の郷土玩具もあります。身体の色は赤で魔よけの意味があり、牛の形をした張子のお人形で、首の部分が振り子のようになっており、ゆらゆらと揺れるのが特徴です。

また、美味しいお酒が多いところも共通しています。そして、お酒好き＋お酒に強い人が多いところも似ていると思います。私自身は、飛騨に来るまでは日本酒お猪口２杯で酔っ払うほど、お酒が弱かった（と思っていただけ？）のですが、飛騨に赴任してからの９ヶ月で様々な飛騨の美味しい地酒を飲ませていただいているうちに、すっかり「日本酒の聖地・飛騨」の地酒の大ファンになりました。お酒は相変わらず弱いですが…。

そして、これまであまり飲んだことがなかった地元の福島のお酒にも興味を持つきっかけも頂くことができたと感じています。

飛騨のお酒の関係者の皆様は、「酒蔵めぐり」や「蔵元勢揃い」など様々なイベント活動を通じ地酒の消費拡大･魅力の発信に努められており、酒類産業を所管する税務署としても本当に心強い限りです。今後も、飛騨高山地域の税務署として、何かお役に立てることがありましたら、お気軽にご相談いただければ幸いです。

ちなみに、余談ですが、３月に高校の同級生（お酒が大好きな日本酒女子）が福島から３人で飛騨に旅行に来てくれたのですが、丸２日間飛騨・高山地域の酒蔵さんをほぼ回り、そして、雫宮祭で「神の雫」なるお酒も頂戴し、飛騨の酒

を堪能しました。あらためて、飛騨のお酒の素晴らしさ、福島人の呑んべえぶりに驚かされました。

【蔵元勢揃いでは鏡開きをさせていただきました】

＜ 東日本大震災 ＞

そして、皆様ご存知のとおり、福島は、2011年３月11日に大地震に見舞われ、津波や原発事故によって、大きな被害を受けました。７年が経った今でも未だ復興が完全に進まない面も多く、被災地域の方々はご苦労をされていることと思います。

飛騨に来てから、法人会の会合などで多くの方とお話をさせていただく中で、「被災地応援のために、現地に旅行に行った」、「親戚が被災地の復旧支援に行ったよ」といったお話を伺ったり、法人会女性部を中心に節電目標を掲げた「いちごプロジェクト」を実施された話などをお聞きしたりしました。飛騨と福島は少し離れていますが、物理的な距離を越えて支援が行われていることに感銘を受けました。

さらに、先日、国府町にある清峯寺を見学させていただく機会があり、そこで円空上人の作品である十一面千手観世音菩薩などを拝観しました。現在は住職がいらっしゃらず、地元の方々の協力で維持・管理されているお寺、仏像とのことでした。実際拝見すると、円空上人の作品の中でも特に掘り込みが細やかで美しいと感じる素敵な作品でした。ガイドをして下さった方のお話では、めったに寺の外に出されることはないけれど、2015年に東日本大震災復興支援として「飛騨の円空」展を開催した際には、はるばる福島まで円空仏が出向き、被災地の人々を癒したとのことでした。

こんなところにも、飛騨と福島のつながりがあるのだなと嬉しい気持ちになりました。

＜ 飛騨での思い出 ＞

飛騨に来てから、プライベートでも色々なところに行きました。東京にいる夫にも何度かこちらに来てもらい、各地に出かけています。高山の古い町並み、白川郷の合掌造り、奥飛騨温泉郷、下呂温泉など、素敵な場所がありすぎてとても１年では回りきれないので、「飛騨を離れた後でもまた改めて来たいね」という話をしています。夫が２月に来たときには、たまたま雪が多く降った日だったので、夫にも一緒に雪またじをしてもらいましたが、それも良い思い出になっています。

＜ 飛騨関連の本 ＞

飛騨の歴史や文化を知りたいと思い、図書館や本屋さんに行く機会も増えました。これまで読んだ中で、特に好きな本が２冊あります。

１冊目は、飛騨の伝統料理のレシピを分かりやすくまとめた「そことこ、うちとこ、飛騨の味」（有限会社ブレス）です。飛騨の美味しい料理の写真とともに作り方が書かれていて、少しずつですが自分でも作って楽しんでいます。

２冊目は、岡田贊三会長の著書である「よみがえる飛騨の匠」（株式会社幻冬舎）です。変わりゆく時代の流れの中で、飛騨の匠の力を生かしながら木工家具をいかに現代のニーズに合わせて、販売・展開していくか、地場産業の復興に向けた飛騨産業株式会社の岡田社長の信念、哲学が詰まった著書であり、一組織の長として私も学ぶところが多くありました。

国税当局の使命は昔から変わらず適正・公平

な内国税の賦課・徴収の実現ですが、私たちを取り巻く環境は経済の国際化、複雑化、ＩＣＴの発達、少子高齢化など日々変化しており、そのような中で引き続き自らの使命を果たしていかなければなりません。時には、痛みを伴う改革も必要になります。限られたマンパワーを活用しながら、国民の期待に応えていくために必要な組織の長としての心構えを勉強させていただきました。

＜ 飛騨法人会の皆様との思い出 ＞

法人会の皆様のご厚意・ご協力で、公私ともに貴重な体験をさせていただいており、本当に感謝しております。

建設中はなかなか立ち入ることが出来ない宮トンネルの建設工事の現場を見学させていただいたこと、ノーベル賞に関連する最先端の研究が行われているスーパーカミオカンデを見学させていただいたことは生涯忘れられない経験です。

また、会員の方のご厚意で秋の高山祭りのからくり練習を見学させていただいたり、宵祭りで屋台引きにも参加させていただいたりした際は、地元の子供たちが一生懸命にからくり奉納やお囃子、獅子舞に勤しんでいる姿に感動しました。

そして、一番記憶に残っているのは、女性部の皆様との活動です。下呂で行われた夏の研修会では、素敵な女性部の皆様と非常に貴重な体験（ご想像にお任せします）をさせていただき、大人の階段を上った気がしました。また、新年の研修会では、チャリティーオークションに参加させていただき、愉しい時間を過ごさせていただきました。

【からくり奉納に感動しました】

＜ 飛騨法人会の皆様に期待すること ＞

飛騨法人会の皆様には、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に向けた様々な活動を通じて、円滑な税務行政の実現に大きく貢献いただいており、心から感謝申し上げます。特に、青年部・女性部の方々を中心に租税教室の講師を積極的に担っていただいており、心強い限りです。法人会や他の関係団体等の皆様のご協力のお陰で、近年は高山税務署管内の小学校・中学校・高校全校で租税教室を開催することが出来ています（大雪のための中止などはありますが）。さらに、今年は高山西小学校において、社会科見学を兼ねた校外学習という形式で、高山ならではの古い町並み、博物館等の税金の具体的な使われ方を体感しながらの授業も実施していただき、大変素晴らしい取組みであると感じております。

このような先進的な取組みを発展、他の学校にも拡大していただき、飛騨の将来を担う大事な子どもたちに税をより身近に感じてもらうための活動を積極的に進めていただけると大変嬉しく思います。また、誠に勝手な期待なのですが、映画館や子ども向けのアミューズメント施設が多くはない飛騨において、子供たちがもっともっと地元で楽しめるような色々な活動を飛騨法人会の社会貢献活動の一環としてやっていただけると有り難いなあと思っています。たとえば、夏休みを利用した子ども税金クイズ大会の開催や地元のお祭りとのコラボレーション企画、子ども映画祭りの開催、遠足を兼ねた税金スタンプラリーや職業体験など、具体的なアイデアが固まっているわけではありませんが、飛騨の宝である子どもさん向けのイベントをご検討いただければと期待しております。

税務署としても微力ではありますが、可能な限りそういった活動に協力させていただきたいと考えておりますので、「こんなことやってみない？」というお話がありましたら、遠慮なくご相談いただければ幸いです。

税務職員採用試験受験者募集

国税庁は、所得税、法人税、相続税などの直接税及び消費税、酒税などの間接税の賦課・徴収を行う官庁で、国の財政基盤を支える重要な仕事をしています。

その中で税務職員は、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして専門知識を駆使し、次のような業務を行います。

国税調査官	納税者から提出された確定申告書等について、適正な申告が行われたかどうかの調査や検査を行うとともに、申告に関する指導などを行います。
国税徴収官	定められた納期限までに納付されない税金の督促や滞納処分を行って、税金を徴収するとともに、納税に関する指導などを行います。
国税査察官	裁判官から許可状を得て、悪質な脱税者に対して捜索や差押などの強制調査を行い、刑事罰を求めるため検察官に告発します。

受験資格

1　平成３０年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していない者及び平成31年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

2　人事院が１に掲げる者に準ずると認める者

申込方法

インターネットにより申し込んでください。

受付期間：平成30年6月18日（月）午前9時から6月27日（水）まで

（人事院ホームページ上の申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕へアクセスしてください。）

※　インターネット申込みができない環境にある場合には、名古屋国税局人事第二課試験係に電話連絡してください。

試験日程

第1次試験	試験日	平成30年9月2日（日）
	試験内容	基礎能力試験（多肢選択式）、適性試験（多肢選択式）、作文試験
	合格発表	平成30年10月4日（木）
第2次試験	試験日	平成30年10月10日（水）から10月19日（金）までのうち、いずれか指定する日
	試験内容	人物試験（個別面接）、身体検査
	最終合格発表	平成30年11月13日（火）

問合せ先

名古屋国税局　人事第二課　試験係　TEL052-951-3511（内線3451）
名古屋国税局　職員採用ページ
（http://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/recruitment/syokuin/index.htm）

平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、 消費税及び地方消費税の税率が８％から10％に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(８％)の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新　聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

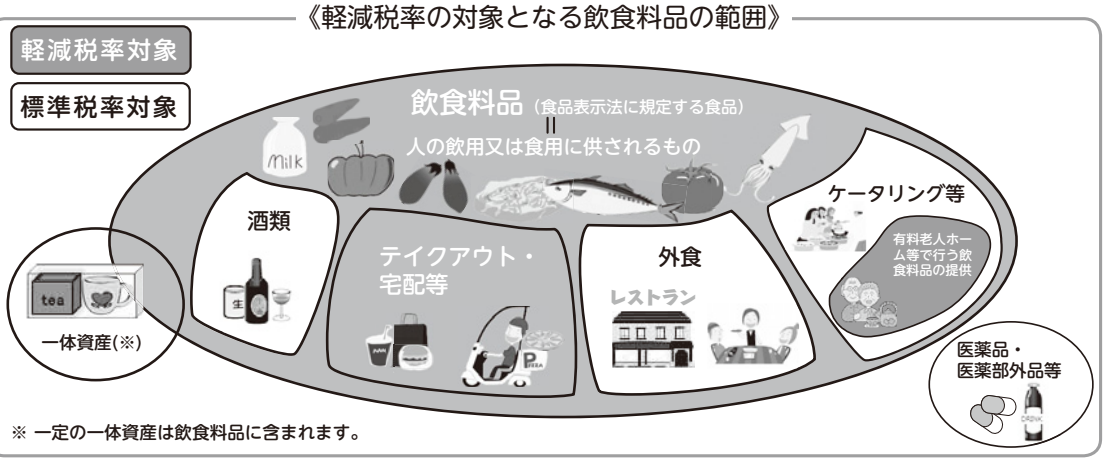

※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者	
飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ

〈平成29年12月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
② 課税仕入れを行った年月日
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）

XX 年 月	日	摘要		税区分	借方 (円)
11	30	△△商事㈱	11 月分 日用品	10％	88,000
11	30	△△商事㈱	11 月分 食料品	8％	43,200
②		①	③		④

《請求書の記載例》

① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

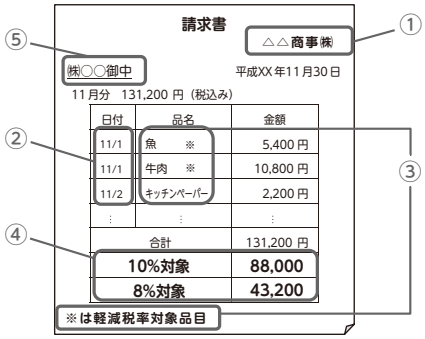

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【ＵＲＬ】　http://kzt-hojo.jp
【専用ダイヤル】０５７０－０８１－２２２
【受 付 時 間】9：００～１7：００　（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

○　軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

1．消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】０５７０－０３０－４５６
【受 付 時 間】9：００～１7：００　（土日祝除く）

2．電話相談センター
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

○　税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○　軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

ＱＲコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

平成31年(2019年)1月から e-Taxの利用手続がより便利になります

マイナンバーカード方式によるe-Tax利用

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。

■　e-Tax用のID・パスワードを管理・入力する手間がなくなります。

■　今後e-Taxを利用する場合に、マイナポータルを経由して入手した医療費情報を活用できるようにするなど、手続の簡素化に向けた取組を進めています。

ID・パスワード方式によるe-Tax利用

マイナンバーカードの未取得の方は、税務職員との対面で本人確認を行い、税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードだけで、申告等データの作成・送信ができるようになります。(注1、2)

(注1)マイナンバーカード及びICカードリーダライタが未取得の方についての暫定的な対応です。

(注2)申告等データを送信後、改めてこれを閲覧するには、原則として電子証明書が必要です。

■　IDとパスワードの発行を希望される方は、平成30年(2018年)4月以降に所轄の税務署にお越しください。

■　ID・パスワード方式によるe-Taxでの申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※　「確定申告書等作成コーナー」では、所得税、消費税及び贈与税の確定申告書のほか、修正申告書や更正の請求書などを作成することができます。

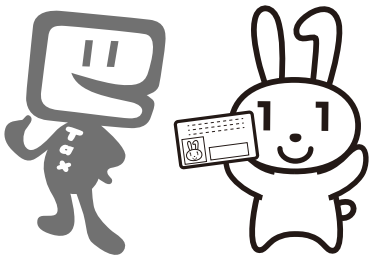

― 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス　www.nta.go.jp ―

法人会からのお知らせ

「法人事業概況説明書」の様式が改訂されました。

～平成30年4月1日以後終了事業年度分から～

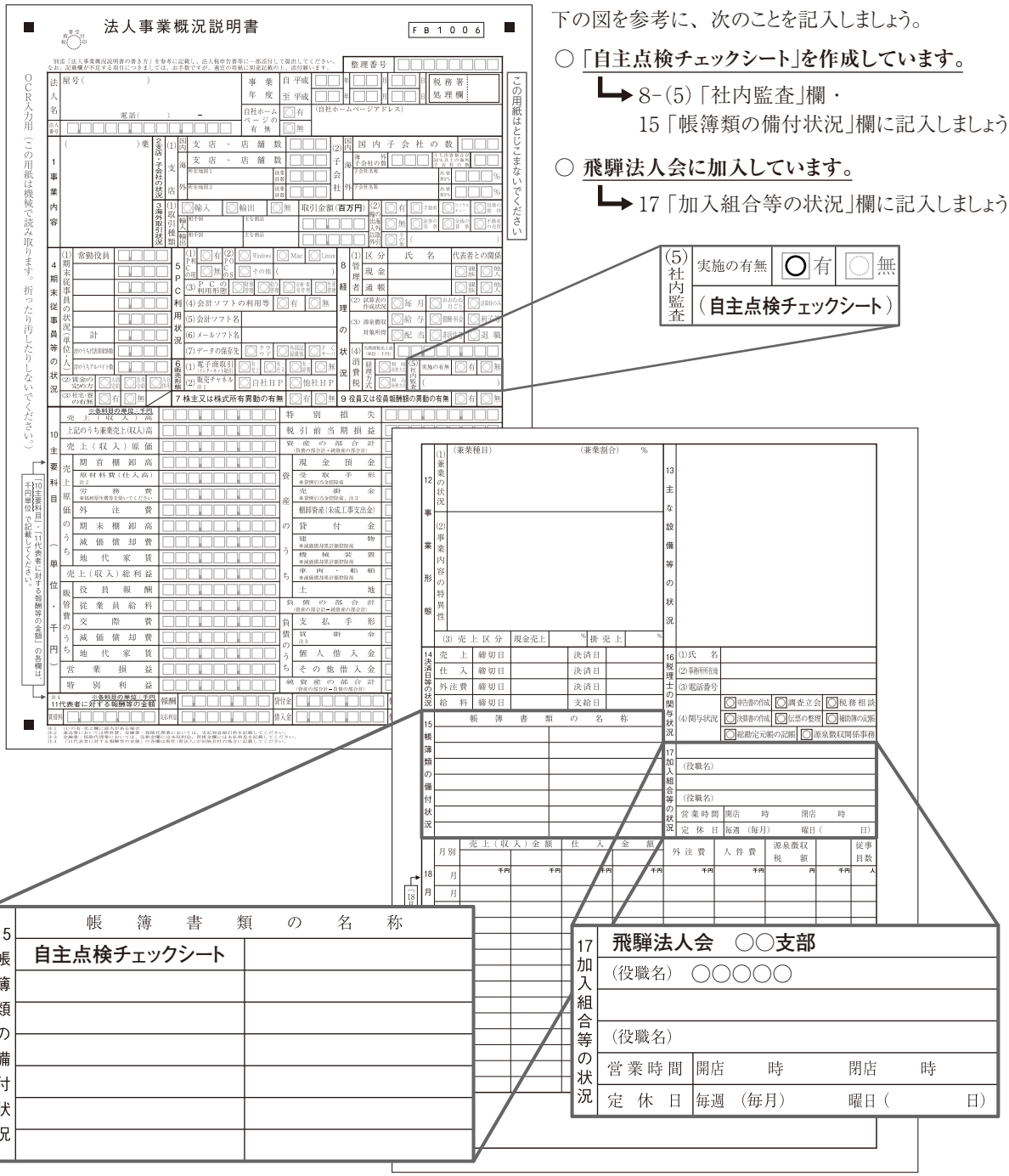

下の図を参考に、次のことを記入しましょう。

○ **「自主点検チェックシート」を作成しています。**

→ 8-(5)「社内監査」欄・
15「帳簿類の備付状況」欄に記入しましょう。

○ **飛騨法人会に加入しています。**

→ 17「加入組合等の状況」欄に記入しましょう。

◎自主点検チェックシート・ガイドブックは高山税務署、法人会事務局に備え置きしてあります。
全国法人会総連合のホームページからダウンロードすることもできます。
（公益財団法人全国法人会総連合　http://www.zenkokuhojinkai.or.jp）

休憩室

「青少年に地域の魅力をアピール」

神岡商工会議所青年部 会長　老田　英司

若手経営者が考える 地域の課題ってなんだろう?

神岡町における人口は減少傾向にあります。中でも15歳から64歳の労働人口の減少が著しいことで、地元企業（事業者）の人手不足が深刻な問題となっています。

この労働人口の著しい減少の大きな理由として考えられるのは、大学などへの進学や地元以外での就職による町外への人口流出です。では、「なんで大学などへの進学や地元外で就職する人が多いのだろう?」、「大学などへ進学する人たちは卒業後どうするのだろう?」と考えた時に、当商工会議所青年部では、「神岡町にどんな仕事があるのか」「神岡町で社会人となった場合にどんな面白みがあるのか」。そういったことを地元の学生（生徒）が在学中から知っていることで、卒業後の進路が大きく変わってくるのではないかという考えを持つようになりました。

そこで、当青年部では、地域の課題として「地元就職とUターンの促進」掲げて、それに対する取り組みをスタートさせました。

地元の企業や仕事のやりがいを 知ってもらおう

はじめに着手したことが、地域の子供たちになるべく早い段階から、神岡町にはどんな企業があるのか、また、そんな地元の企業で働く人が、どんなやりがいや誇りを持って仕事をしているのかを知ってもらおうというということでした。

そこでまず、平成28年度に地元の岐阜県立神岡中学校を訪問し、私たち民間企業（事業者）が中学生に対し、何か教えられることはないかと相談

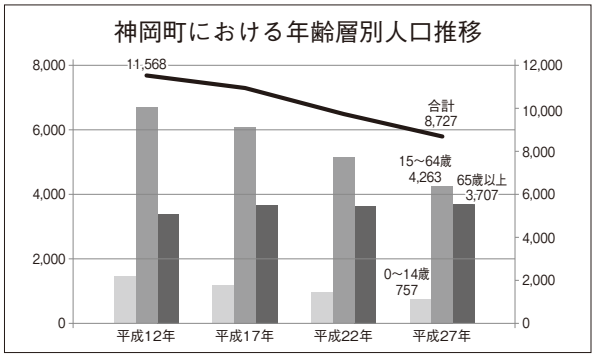

してみました。そういった相談に対し、当時の校長先生と教頭先生が前向きに捉えてくださり、当青年部の担当役員と各学年主任の先生との会議を開催させていただきました。当青年部役員は地元企業としての立場から、各学年主任の先生方は各年代の教育者としての立場から意見交換を行い、その意見をもとに民間企業と中学校が連携して行う授業を組み立てていきました。それで誕生したのが神岡中学校生徒を対象とした企業展示説明会「わくわくワーク」です。

この「わくわくワーク」は、神岡中学校の体育館に地元企業が1日出張し、1年生から3年生まで各2時間ずつ、体験を交えながら企業の仕事ややりがいを生徒に教えるという試みです。第1回目となった平成28年度は14社。第2回目の平成29年

企業展示説明会「わくわくワーク」

わくわくワークを通して地元企業のことや仕事について学ぶ神岡中学校の生徒

度は18社の地元企業（事業者）の皆さんに出展いただきました。

この事業をきっかけに、早い段階から仕事のやりがいや面白さを生徒の皆さんに知っていただき、具体的な将来を想像しながら学業に励んでいただくとともに、意外に知られていない地元企業の魅力を少しでも認識してもらえたのではないかと思っています。

神岡に住むことの面白さを知ってもらおう

そして、次に考えたことは神岡に住むことの面白さを知ってもらおうということです。

まずは、私たち若者が普段からこの町に住んでいて、ここでしか経験できない面白さってなんだろうということを考えました。たくさんあると思いますが、「私たちのような普通の若者でも町づくりに参画できる」ということが1つ思い浮かびました。都会に行けば行くほど、たくさんの人で賑わっていますが、その反面、地域への関心が薄いように思えます。しかしながら、地方では、町づくりでも若者を求めています。そんな考えの中で、私たち若者が参加しても楽しいと思える自由な発想のイベントをやってみようという考えに至りました。

音楽イベント「まちフェス」

神岡町は、毎年お盆には、たくさんの帰郷者で賑わいます。そんなお盆に若い帰郷者や住民をターゲットとした音楽イベント「まちフェス」を開催しました。

このまちフェスは、市街地の一角にある公園で、午前0時までバンドやDJによるライブを行うというものです。神岡町の市街地の一角で深夜まで開催するイベントということもあって、近隣住民の方々に事前に事業のお願いに回らせていただき、地域の皆様にご理解をいただいての開催となりました。

結果、これまでの町のお祭りで見かけることが少なかった若者がイベントに集まりました。また、当日参加いただいた若者にイベントの感想を聞き取り調査しました。参加者からは「こんなイベントがあるなら毎年帰ってきたい」「こんな楽しいことがある町なら住んでも面白いかも」といった声をいただきました。

私たち青年部のメンバーは、経営者の中でも若手で、地域の若者の一番の理解者でもあります。そんな私たちが、民間ならではの自由な発想で若者に訴えかけていくことで、若者たちに地域の魅力が伝わった瞬間であったかと思っています。

最後に

当商工会議所青年部では、今後も若手ならではのフットワークとアイデアで、地域課題の解決に向けた事業を展開していきたいと考えています。地域の発展に向けて……。

事業所訪問

有限会社 プリンス美容室

概　　要

代 表 者：殿垣内 昭枝
所 在 地：高山市花川町46
創　　業：昭和41年10月17日
設　　立：昭和48年5月
事業内容：カット、カラー、パーマ、着付け・メイク・ブライダル（専属指定店：高山グリーンホテル・ながせ）
従業員数：美容師6名（男性スタッフ1名）
パート・アルバイト等3名
（ブライダルアシスタント4名）
店　　舗：L.O.F（八軒町）、flap（花川町）、eclat（市役所前）

対　　談

ききて　今回の事業所訪問は、女性部会の担当です。美容室ということで女性の多い職場で、女性の目線で色々お聞きしますのでよろしくお願いします。

昨年で創業50年だそうですが、このご商売を始められた動機やここまで続けてきた思いを教えてください。

社長　殿垣内 昭枝 氏

L.O.Fのお店の方々と

社　長　私は、子供のころから将来美容師になり自分の店をもつことが夢でした。それで美容師になるために名古屋で修業しましたが、修業先は技術のレベルが高く、師弟関係の厳しいところで苦難の連続でした。しかし仕事には理解があり、ヘアー部門は美容専門学校へ、着付け部門は東京でも一流のマリールイズ学院で、当時の最先端の技術を修得させてもらいました。

私どもの店のモットーは、「お客様から選ばれる店づくり」。ひとりひとりのお客様のおかげで今日があるのです…。

「稲穂のように頭を深く、感謝の気持ちを忘れずに」を自分に言い聞かせて社員を指導しています。

ききて　この50年の会社の歴史の中で思い出になることを教えてください。

社　長　平成9年6月に飛騨地区で初めて実施された「第43回美容選手権大会」で入賞したことです。ワインデング部門で1位、カット部門で3位、4位となりました。以後、県下各地の大会に参加して岐阜県下に飛騨のプリンス美容室を印象付けることができました。

ききて　社員の皆様は、美容師という資格を持っている方が多いと思いますが、どのように働かれていますか。

社　長　お蔭様で永いスタッフは32年勤務している方もいます。

　仕事に対して「誇り」と「信念」を持っているスタッフは永く勤めることができています。

　私どもの仕事はお客様一人ひとりとコミュニケーションをとって、お客様第一に考えて仕事をする職場ですので、社員にも常にそのことを考えて仕事をするよう指導しています。

ききて　今まで苦労した点及び苦労している点はどんなところですか。

社　長　修業時代を除いて今まで苦労したと思ったことはありませんが、何かあると「ピンチはチャンス」と思って乗り切ってきました。それに主人の後押しのおかげです。感謝しております。

ききて　美容業界も年々新しくなってきていると思いますが、日ごろから考えていること及び、現在、力を入れていることはありますか。

熱く語られる殿垣内氏

数々の受賞トロフィーなど

社　長　今までは自分で若いスタッフを育てる楽しみがありましたが、今からは店長達と協働し、若いスタッフをいかに育てていくかを考えていきたいと思います。

ききて　これからの目標、個人的なものでも結構ですがありますか。

社　長　お客様と共に美しく年をかさねていけるよう仕事に頑張りたいと思います。お蔭様で娘2人が後を継いでいることが、何よりありがたく思っています。修業時代に東京のマリールイズ学院の先生から言われた（わが美容人生に、悔いはなし）といえるような人生にしたいです。

　美容の原点、ベル・ジュバンスもがんばって行きたいと思います。

ききて　本日はお忙しい中ありがとうございました。

　会社及びご自身の益々の発展とご活躍ご健勝をお祈りしてインタビューを終わります。

（ききて：女性部会　鍋島正子）

高山支部　第7回 飛騨高山ウルトラマラソン開催

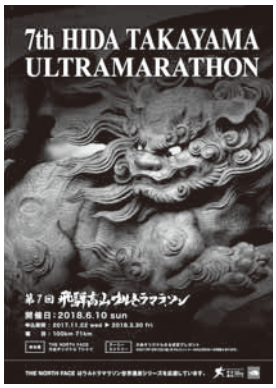

2018年6月10日（日）に第7回飛騨高山ウルトラマラソンが開催されます。

昨年は71㎞コースと100㎞コースに全国各地からのべ3,002名がエントリーされ77.8%の方が完走されました。

日本一広い面積を誇る「高山市」の伝統が息づく古い町並から、自然豊かな乗鞍岳を望み駆け巡る国内屈指のタフなウルトラマラソンコースです。高低差は850mにも及びます。

また、この大会は温かい「おもてなし」が評判でもあります。たくさんのボランティアの心温まるサポート風景はとても嬉しくなるものです。困難にチェレンジしている選手達の特別な感動と興奮を味わいに沿道で是非応援をお願いします。スタートは早朝4時45分高山市役所になります。（下畑 記）

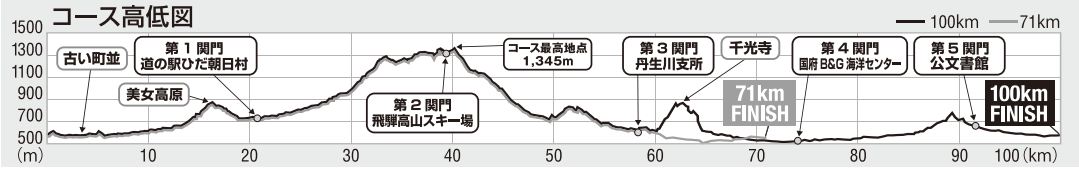

※コース、関門時刻は、予告なく変更することがあります。

萩原支部　飛騨萩原の春の風物詩　天領さんの蔵開き!

飛騨萩原の春の風物詩、天領酒造の天領蔵開きが今年も3月25日（日）に開催されました。地元で“天領さん”として親しまれる同蔵は江戸時代の延宝8年の創業。現在の社長で8代目を数えます。

蔵開きは平成17年より毎年3月末の日曜日に開催されており、地元はもちろん、多くのファンがこの日が来るのを楽しみにしていました。

江戸時代創業の天領酒造

大勢の方で賑わう「蔵開き」

当日は下呂市内外より約1,000名の方々が訪れ、酒蔵内部の見学や、お酒の試飲、空くじなしの抽選会など盛りだくさんの催しを堪能しました。当日限定のお酒の販売も行われ、商店街には大きな瓶を抱えた方や顔を赤らめた方の姿も見られ、大いに賑わいました。

なお、蔵見学は蔵開きの日以外でも申込をすれば平日は可能との事なので、ぜひ一度ご来訪ください。（桂川 記）

下呂支部　昔ながらの芝居小屋　素人歌舞伎「鳳凰座歌舞伎」

素人歌舞伎「鳳凰座歌舞伎」

下呂市御厩野にある芝居小屋「鳳凰座」は、文政10年に現在の地に移築され明治16年に客席部分を増築して劇場型となり、平成10年には大改修が行われ回り舞台も再度設置されました。

収容人数は約600人程度まで入ることができます。屋台を支えている幕張や小屋梁には地元産の巨木が使用され江戸時代の台本とともに県有形民俗文化財に指定されており、地芝居は市重要民俗文化財にも指定されています。

この歌舞伎は江戸時代に始まり農山村の唯一の娯楽として親しまれ「御厩野の芝居」と呼ばれていました。明治・大正期に全盛を迎えましたが太平洋戦争でやむなく中断、しかし地元の人々の情熱により戦後復活することができました。今では小学生から90代までの地元の人々の保存会による定期公演を、御厩野の日枝神社と熊野神社の祭礼に合わせて毎年5月3日と4日に素人歌舞伎「鳳凰座歌舞伎」として上演が行われています。

鳳凰座全景

また、見学会（完全予約制）も行っており舞台の歴史や地芝居についての説明・舞台機構の体験・舞台裏など見学することができます。

● 定期公演・見学会に関するお問合せ先：鳳凰座歌舞伎保存会
☎090-7863-3326　（千田 記）

古川支部　古川町に春のおとずれをもたらす「古川祭の起し太鼓・屋台行事」

古川祭は、気多若宮神社の例祭として4月19日・20日に執り行われました。

例年4月19日・20日に催行される古川祭は盛大に繰り広げられる時代絵巻として、神社本殿での神事および古式ゆかしい「御神輿行列」に、動の「起し太鼓」と静の「屋台行列」を含めた三大行事で構成されています。

古川祭の「屋台行列」

4月19日は各町内で屋台が曳航され、夜になると勇壮な「起し太鼓」が行われました。

開けて4月20日の夜には屋台が曳行され幻想的な雰囲気を楽しめました。

勇壮な「起し太鼓」

「古川祭の起し太鼓・屋台行事」が2016年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されました。登録の対象は、全国各地で催される33件の「山・鉾・屋台行事」となります。

また、「大ヒットアニメ『君の名は』で、主人公の瀧くんが立ち寄った神社として若者の間で有名になりました。　（谷邊 記）

平成29年度　岐阜県下法人会運営研究会

と　き：平成30年2月7日（水）　ところ：岐阜グランドホテル

第38回 県下法人会運営研究会が岐阜市で開催され、名古屋国税局 課税第二部法人税課長 野路 英幸 様、岐阜北税務署長 坂田 昌 様、高山税務署長 青木 愛 様始め、県下７税務署の法人課税第一部門統括国税調査官を来賓に迎え盛大に開催されました。

法人会運営研究会は、法人会の課題を研究して発表する場ですが、今年度は、当法人会が「全国青年の集い岐阜大会での租税教育活動のプレゼンテーションに向けた取組み」を中心に発表しました。

当日は、岡田会長の発表に当たってのあいさつに引き続き、高山支部青年部会の田中部会長が発表者となって、当法人会のこれまでの租税教室の実施状況、全国青年の集い岐阜大会での発表に向けてどのような租税教室にすべきかを検討した結果、実際に税金がどのように使われているかを児童に実体験させるために、学校当局及び市役所に働きかけて、教室から飛び出し古い町並みの屋台蔵等を見ながら、税金の使い道を講師の青年部会員からの説明を聞く等の授業を計画していることなどを紹介しました。

また、発表の後、青木高山税務署長から高山税務署管内の租税教室実施率100％を達成している中で、当法人会の青年部会を中心にした租税教室が、多大なる貢献をしていることなどの講評がありました。

岐阜北法人会は、「女性部会及び青年部会が行った社会貢献活動」を中心に発表がありました。

研究発表の後、中部地方整備局防災課長 竹内　宏 様から「東海地方における大規模（地震・豪雨等）への備え」と題して講演がありました。

なお、発表は来年も引き続き「全国青年の集い岐阜大会での租税教育活動のプレゼンテーションに向けた取組み」行いますので皆様のご協力をお願いします。

岡田会長のあいさつ

竹内 宏 氏の講演

（公社）飛騨法人会理事会

と　き：平成30年2月23日（金）　ところ：高山グリーンホテル

本年度3回目の理事会が、青木高山税務署長、河邉法人課税第一統括官、大同生命関高山担当課長他の皆様を来賓に迎え、出席理事数25名で開催されました。

平成30年度事業計画並びに収支予算、諸規程の一部改正・追加などが議決されました。

なお、懸案事項である会員増強については、今回の理事会においても役員の皆様に率先して加入勧奨を行っていただくようお願いしましたが、会員の皆様にも回りの皆様に是非加入勧奨をお願いします。

第72回　東海法人会連合会大会

と　き：平成30年3月9日（金）　ところ：ホテルセンチュリー静岡

東海法人会連合会大会が垣水純一名古屋国税局長、静岡県副知事、静岡副市長を始め、国税局・税務署の幹部の皆様を来賓に迎え、静岡市で盛大に開催されました。

式典に続き行われた研究発表では、（公社）名古屋北法人会は、「恒にhotな公益活動事業」と題して、親子での自衛隊守山駐屯地見学をはじめとした公益事業活動を、（一社）昭和法人会は「原点回帰」と題して、組織・活動を総点検した結果、活発な活動が行えたことを、（一社）伊豆下田法人会は「公益の一歩先へ」と題して、小規模単位会における事業の在り方の発表がありました。

会員数が減少している法人会の現状を踏まえて、組織の活性化をどのように行っているかの発表内容は、当法人会としても参考となるものでした。

青年部会だより

租税教室各支部で展開!
「全国青年の集い 岐阜大会」での
租税教育活動プレゼンテーションに乞うご期待!!

今年度も各支部にて小中学校16校、573名の児童･生徒を対象に租税教室を開催しました。

厳しい寒さが続く中、12月初旬より2月に掛け各支部青年部会メンバー及び女性部会メンバーが講師を務めていただきました。

平成30年11月に岐阜市にて開催されます「全国青年の集い 岐阜大会」において租税教育活動プレゼンテーションを担当するにあたり、今年度の租税教室をベースとして発表するため、今年度はさまざまな工夫を凝らしました。2月に開催した高山市立西小学校の租税教室では、2時限の時間をいただき学校を飛び出して「飛騨高山まちの博物館」で教室を開催。学校へ戻る通りの中で保存や継承のために税金が使われている伝統的な建物や文化財を確認しながら帰路に着きました。学校に戻ってからはいくつ見つけられたかを課題にするなど、有意義な租税教室になりました。

岐阜大会では全国から11の単位会青年部会が発表します。最優秀賞を目指して頑張ります!

租税教室のようす

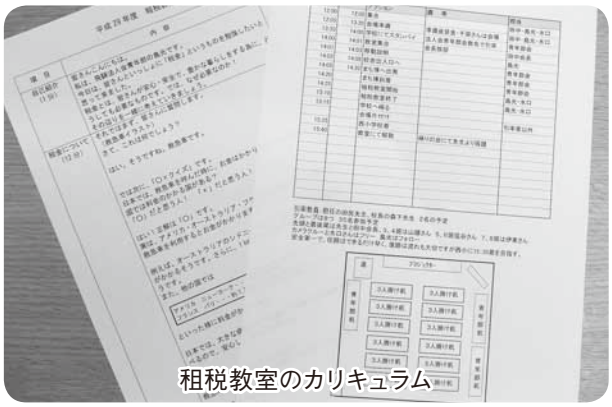
租税教室のカリキュラム

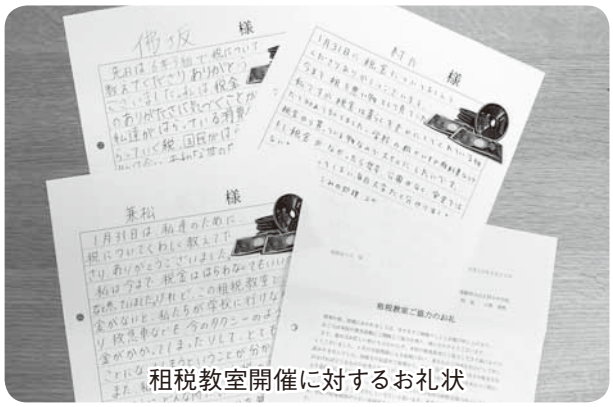
租税教室開催に対するお礼状

岐阜県下法人会青年部会 正副部会長会議

と　き：平成30年3月16日（金）　ところ：セラトピア土岐

平成30年10月5日（金）にセラトピア土岐（土岐市：主管　多治見法人会青年部会）において開催される、第41回岐阜県下法人会青年部会連絡協議会について、「2018他を知り己を知る～未来へ向けて共有しよう～」をテーマとした概要（案）の説明があり、承認されました。

なお、本年は分科会（討論会）の前に研修会として、11月に行われる青年の集い全国大会岐阜大会において、飛騨法人会青年部会が担当する租税教育活動に関するプレゼンテーションの内容を、事前に発表することが併せて決定されました。

女性部会だより

岐阜県下法人会女性部会長等会議

と　き：平成30年3月7日（水）　ところ：県連事務局 会議室

平成30年10月16日（火）にホテルグランヴェール岐山（岐阜市：主管　大垣法人会女性部会）において開催される、第37回岐阜県下法人会青年部会連絡協議会について、県連事務局から概要（案）の説明があり、承認されました。

なお、本年度から懇談会への参加をより参加しやすくするなどの理由で、協議会の開始時間を11時から13時に変更することが承認されました。

女性部会 新年研修会開催

と　き：平成30年1月30日（火）　ところ：飛騨亭 花扇

研修会に先立ち、来賓を代表して青木高山税務署長さんにご挨拶いただき、河邉芳明高山税務署法人課税第一部門統括国税調査官を講師に迎え税務研修会を開催。

研修会では「税務署の仕事」と題して税務署の組織及び各部署の担当業務をわかりやすく説明されました。また、現在中小企業の経営の課題となっている事業承継問題も説明がありました。

研修会の後懇親会を催し、その中で恒例のチャリティーオークションを開催。収益金は後日向井女性部会長より社会福祉法人飛騨慈光会へ寄付いたしました。

税に関する絵はがきコンクール

今年も女性部会主催による「税に関する絵はがきコンクール」が実施され、飛騨法人会青年部会・女性部会が担当した小学6年生の租税教室の対象児童に応募を呼びかけました。

今年度は11校より313点の応募があり、審査の結果下記の方々が各賞に選ばれました。女性部会長賞の青木さんの作品は岐阜県の審査に進み、単位会代表作品として4月12日に山梨県甲府市にて開催された法人会全国女性フォーラム会場にて展示されました。（代表作品は裏表紙にて紹介しています。）

●入賞された皆さん

	学　校　名	氏　名
（公社）飛騨法人会女性部会長賞	下呂市立尾崎小学校	青木　佑華　さん
高山税務署長賞	下呂市立下呂小学校	今井　かいり　さん
（公社）飛騨法人会長賞	下呂市立下呂小学校	齋藤　杏　さん
（公社）飛騨法人会 女性部会副部会長賞	高山市立西小学校	安藤　絵麻　さん
	高山市立久々野小学校	坂尻　樹香　さん
	下呂市立萩原小学校	今井　結友　さん
	下呂市立下呂小学校	熊﨑　快　さん
優秀賞	高山市立南小学校	高木　丈太朗　さん
	高山市立北小学校	松垣　和果穂　さん
	高山市立本郷小学校	大下　瑛丈　さん
	高山市立栃尾小学校	松葉　遼　さん
	飛騨市立古川西小学校	中洞　梨乃　さん
	飛騨市立神岡小学校	志村　奏穂　さん

高山労働基準監督署からのお知らせ

～4月1日から無期転換ルールが実際に適用されます～

平成25年4月1日以後に開始された有期労働契約が、同一の使用者との間で通算5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換することとなります（労働契約法第18条）。

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

この制度については、「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」（0570-069276）が設置されていますので、不明な点はお気軽にお問合せください。

平成29年 労働災害発生状況について
～前年比約15%の増加、死亡災害は倍増～

高山労働基準監督署管内における平成29年の休業4日以上の労働災害発生件数は177件と、過去最少となった平成28年に比べ23件、14.9%の増加となりました。製造業、林業を除く多くの業種で増加し、特に、建設業においては、43.5%増と大幅な増加となりました。また、死亡労働災害についても、4件と平成28年の2件に比べ倍増するという大変残念な結果となりました。

続いて、事故の型別に労働災害状況をみると、転倒災害が全体の3割近くと最も多く、次いで墜落・転落災害となっており、これら2つの型の労働災害で全体の約半数を占める状態となっています。

転倒災害は特定の業種に限らず、様々な業種で発生しているとともに、飛騨地区ならではの積雪・凍結・寒冷などに起因した転倒災害が多く発生しているという特徴があり、冬季（11月～3月）に1年間に発生する転倒災害の約7割が発生している状況となっています。

その他、被災者の経験期間別に労働災害発生状況をみると、経験年数5年未満の労働者による災害の発生が最も多く、さらにその中で、経験年数1年未満の労働者による災害の発生が4割を占めていることから、新規労働者による災害発生が危惧されます。雇入れ時や作業内容変更時の安全衛生教育の確実な実施をお願いします。

	H29（確定値）		H28（確定値）		対前年比増減数		対前年比死傷者数増減率
全産業	(4)	177	(2)	154	(2)	23	14.9%
製造業	(1)	39		42	(1)	-3	-7.1%
建設業	(1)	33	(2)	23	(-1)	10	43.5%
運送業		13		10		3	30.0%
林　業	(1)	15		17	(1)	-2	-11.8%
その他	(1)	77		62	(1)	15	24.2%

注）カッコ内は死亡者数（内数）

事故の型別労働災害発生状況

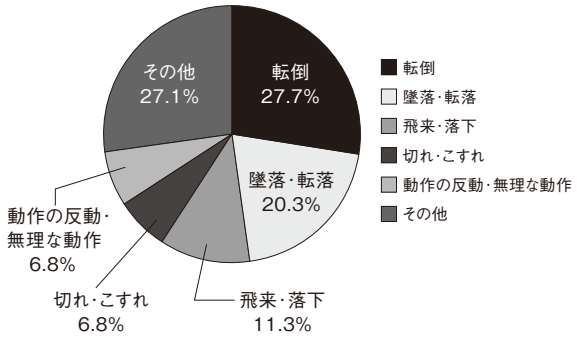

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプ

（大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険）

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）

就業障がい状態による
リタイアリスクから
会社と家族をまもります

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社　AIG AIG損害保険株式会社

岐阜支社/岐阜県岐阜市吉野町6−16
TEL 058−262−5141

高山支店/岐阜県高山市天満町5−13（スギビル3F）
TEL 0577−32−0080

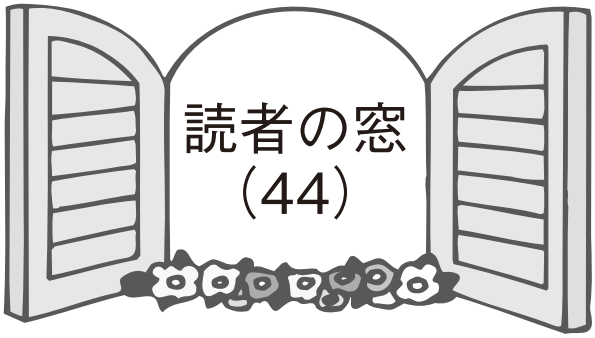

このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの投稿をお待ちしています。
投稿は（公社）飛騨法人会まで、FAX・Eメールにてお願いします。

ＦＡＸ　0577-33-1093
E-mail　hidahojn@siren.ocn.ne.jp

地方に活力を

高山市　A.S　31歳

最近、テレビの国会中継などを観ていると、何やら無責任な感触が蔓延している気がして悲しくなる。国や地方の運営に尽力してくれている方もおられると思いますが、人の金への無責任が、財政赤字を膨らませているのだと思います。こうした現状に、自分にできることも無いから仕方ないと、私のように諦めている人も多いでしょう。

オリンピックに向けて、都市部は景況感があるようですが、人口が減り続ける社会で、一時的なバブルに過ぎない印象は誰もが感じていることでしょう。地方では、人口減少が顕著ななかで、限られた若い人たちがアイデアを出し合い、地域で頑張って行こうとしています。

都市部と地方との地域格差が大きくなるなかで、税金の徴収について、国は最低限の配分機能だけにして、各地方の特性を生かした、地方に活力が生まれるような税制度に見直していただくことはできないものでしょうか?

ふるさと納税などの寄付制度がありますが、自らが居住する地域に寄付をすることはできません。無責任に運用されるくらいなら、返礼品なども要らないので、地域密着で、目の届くところで活用してもらいたいものです。

軽減税率は公平か

下呂市　40代　男性

2019年10月1日から消費税率がついに10%になります。それに合わせて、低所得者層への配慮という観点から、軽減税率制度が導入されることになります。

軽減税率制度とは、対象品目に限り適用される消費税率を10%ではなく8%とする制度です。

では何が対象品目となるのでしょうか。現状では食品表示法に規定する飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞となっています。

どうして新聞が?と疑問に思うのは私だけでしょうか。理由を調べてみると、ニュースや知識を得るための負担を減らす事、活字文化の維持、普及にとって軽減税率は不可欠だと考えられているからです。

軽減税率の導入には低所得者の負担軽減という大義がありますが、新聞は対象になるのに私たちの商品はどうして対象にならないの?と各分野の業界団体からすれば不公平感を訴えたくなるのではないかと思います。

また生活必需品とされる飲食料品についても、節約を心掛けている低所得者に比べると、余裕がある高所得者の方が消費する金額は高く、軽減税率の恩恵を多く受けるという不公平感もあると思います。

他にもさまざまな問題が指摘されている軽減税率導入。将来を担う子供たちへの教育、財政健全化のためにも消費税増税は仕方ないのかもしれません。だからこそ公平で、納得できる納税システムを考えてもらいたいものです。

事務局だより

税に関する絵はがきコンクール 入賞作品

（公社）飛騨法人会女性部会長賞
下呂市立尾崎小学校　青木 佑華 さん

高山税務署長賞
下呂市立下呂小学校　今井 かいり さん

（公社）飛騨法人会長賞
下呂市立下呂小学校　齋藤 杏 さん

第6回（公社）飛騨法人会定時総会について

第6回定時総会の日程が決定いたしました。後日葉書にてご案内いたしますが、たくさんの方のご参加をお待ちしております。

なお、議事の計算書類の提供は、平成30年5月1日以降、ホームページを通じて提供します。

と　き　平成30年6月12日（火）　午後4時から
ところ　高山グリーンホテル

編集後記

■今年は、２月が寒く、３月が暖かかったので、全国的に桜の開花が早くなりました。飛騨の地でも桜の開花が２週間くらい早く、春の高山祭を前に満開になりました。いつもの時期で花見を予定してますが、桜のない花見になりそうです。

法人会
消費税期限内納付
推進運動

■税務署長 青木 愛さんの寄稿文では、飛騨で色々な経験を積まれたことがわかります。特にお酒が飲めるようになられたようで、飛騨のお酒の消費に寄与していただけるものと期待します。今後ともご指導をお願いします。

■休憩室では、地元企業の人手不足への取り組みが書かれています。地方で若い人の流失が起こる中で地元の優位性を創ることが必要だと思います。20年～50年くらいの長期計画が必要かもしれません。　（H.S）

平成30年4月　公益社団法人　飛騨法人会　広報委員会

住　宏夫　長瀬 栄二郎　高橋 厚生　下畑 了三　内方 光一　矢島 俊彦
千田 純弘　桂川 典輝　細江 和彦　南 賢太朗　谷邉 浩也　追分 英輔
鍋島 正子　冨川 由希子　佛坂 尚子